

# J A M 政策NEWS

2004年10月1日 第2005-08号

【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】社会政策局

03-3451-2586

E-MAIL : [syakai@jam-union.or.jp](mailto:syakai@jam-union.or.jp)

## 時短促進法見直し

労働政策審議会・労働条件部会では、2006年3月末までの時限立法である、「時短促進法」や、同法に関連する労働時間対策について、2006年4月以降どのようにしていくべきかという審議が開始されました。

政府は、1992年に時短促進法を制定し、労働時間を減らす目標を掲げました。目標である年間平均労働「1800時間」は、当時の1958時間から2003年度には1853時間に減ったものの、まだ達成されていません。

また近年の傾向として、労働者1人平均の総実労働時間はほぼ横這いで推移していますが、労働時間別の労働者分布をみると、長時間労働者と短時間労働者がともに増加する一方で、その中間の者が減少するという「長短二極化」が進展しています。また休日では、週休2日制等の普及率は横這いで推移し、年次有給休暇は、取得日数の減少と取得率の低下が続いています。

### 年内を目途に見直し検討

9月28日、労働条件分科会が開催されました。この日の審議では、事務局から検討課題や労働時間に関する資料説明があり、質疑が行われました。労働側は、1800時間という目標設定や労働時間短縮に向けた施策の必要性を主張、経営側は、時短促進法の継続についての意見は

決まっていないと表明しました。厚生労働省は、この法律を廃止せず、改正して残していくことを目指しています。連合も、時短促進法の継続・改正について前向きに臨む方向です。

審議会は、今回以降、12月までに4回の予定で開催し、時短促進法の見直しについて検討が行われます。なお、JAM小山副書記長はこの分科会の委員をつとめています。

### 【審議会の検討課題】

多様なニーズを持つ労働者個々人の実情に配慮した労働時間、休日及び休暇の設定が求められていること

- ・労働者の生活面における事情への配慮（教育訓練機関における自己啓発、育児・介護、単身赴任、地域活動等）
- ・長時間労働者の健康障害が顕在化していることへの対応

労使による自主的な労働時間等の設定の改善に向けた取り組みを促進していく必要があること

かねてより重要性が指摘されながら時短促進法制定後も改善が図られていない年次有給休暇の取得促進等の課題について、より実効性がある対策が求められていること

### 【10月からかわります】

公的年金制度の改悪により、10月1日から「保険料固定方式」が施行されます。今後毎年厚生年金の保険料率が0.354%（労働者負担0.177%）引き上げられ2017年度以降の保険料率は18.3%（労使折半現行は13.58%）になります。新保険料になるのは、今年は11月の賃金から。来年以降は、毎年10月の賃金から保険料が値上げになります。